

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社テンボスホールディングス			コード	2751
提出日	2025/7/9	異動（予定）日	2025/7/24		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	樋口 直行	社外監査役	○													○		有
2	増田 洋一	社外監査役	○													○		有
3	石崎 冬貴	社外取締役	○													○		有
4	西川 心二	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		樋口宣行氏は、長年にわたる事業経営の経験とグローバルな会計知識を活かし、当社の監査業務をこなす能力を保有しているため、社外監査役として選任しております。なお、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
2		増田洋一氏は、長きにわたり株式会社第一コンピューターサービスの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な知識と幅広い見識をもとに当社の監査体制を強化頂けるものとし、社外監査役として選任しております。なお、当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありません。その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
3		石崎冬貴氏は、長年にわたり一般企業法務や飲食店を中心とした法務に携わっており、その豊富な知識と幅広い見識を元に当社の経営を監督していただくとともに、その知見・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
4		西川心二氏は、株式会社アシストの創業者として、起業、及び企業経営に豊富な知識とご経験があり、その幅広い見識を元に当社の経営を監督して頂くとともに、その知見・経験等を当社の経営に活かして頂きたいため、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社との特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反関係が生じるおそれはありませんので、その独立性は十分に確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。